

第27回 邑楽町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和4年8月8日（月）午後3時00分～3時30分
2. 開催場所 邑楽町役場 201会議室
3. 出席委員 9人
 - 1番 横山 正行
 - 2番 金子 節夫
 - 3番 松崎 マサエ
 - 4番 松島 章倫
 - 5番 小林 修
 - 7番 島田 信成
 - 8番 高田 洋子
 - 9番 天谷 豊
 - 10番 大川 則彦
4. 欠席委員 1人
 - 6番 中村 政五郎
5. 事務局 事務局長 吉田 享史 課長補佐 國府田 諭 主事 小林 智貴
6. 議事日程
 - 第1 議事録署名委員の指名について
 - 第2 議案
 - 議案第80号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
 - 議案第81号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
 - 議案第82号 農地法第5条第1項の規定による許可後の計画変更申請について
 - 議案第83号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
 - 第3 報告
 - 報告第31号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について
7. 会議の概要

会長 (天谷)	それでは只今より、第27回邑楽町農業委員会総会を開会いたします。事務局より出席状況の報告をお願いします。
事務局長(吉田)	本日中村委員より欠席の連絡をいただいております。只今の出席委員数は、9名でございます。
会長(天谷)	事務局の報告の通り、本日の出席委員数は9名です。農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、在任委員の過半数が出席しております。よって、第27回邑楽町農業委員会総会が成立したことを宣言いたします。 <会長挨拶>
会長(天谷)	これより議事に入ります。議事日程第1、議事録署名委員の指名についてですが、総会会議規則第25条第2項の規定により、議席番号8番高田洋子委員、同じく10番大川則彦委員を指名いたしますので、ご了承お願いいたします。 次に議事日程第2、議案第80号、農地法第3条第1項の規定による許可申請についてであります。議案第80号の1番の案件につきましては、農業委員会に関する法律、議事参与の制限の規定により、審議が終了するまでの間、2番金子節夫委員の退席をお願いします。 (金子委員退室) 1番について事務局より説明を願います。
國府田(事務局)	議案第80号、農地法第3条第1項の規定による許可申請についてであります。次の通り、農地法第3条第1項の規定による許可申請があったので、審議の決定を求めます。令和4年8月8日、邑楽町農業委員会長、天谷豊。 番号1番。譲受人、譲渡人、土地の表示、申請理由等については、議案書記載の通りです。資料につきましては、1ページから3ページを参照してください。以上です。
会長(天谷)	事務局からの説明が終わりましたので、質疑に入ります。この件に関して質疑のある方は挙手をお願いします。 (挙手なし)

	<p>無いようですので、質疑を打ち切り採決を行います。この件について賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手全員)</p> <p>挙手全員、よって本案件は原案通り可決し、許可することを決定致しました。</p> <p>(金子委員入室)</p> <p>続きまして、2番について事務局より、説明を願います。</p> <p>番号2番。譲受人、譲渡人、土地の表示、申請理由等については、議案書記載の通りです。資料につきましては、4ページから6ページを参照してください。以上です。</p>
<p>國府田(事務局)</p> <p>会長(天谷)</p>	<p>事務局からの説明が終わりましたので、質疑に入ります。この件に関して質疑のある方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手なし)</p>
	<p>無いようですので、質疑を打ち切り採決を行います。この件について賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手全員)</p> <p>挙手全員、よって本案件は原案通り可決し、許可することを決定致しました。</p> <p>続きまして、3番について事務局より、説明を願います。</p>
<p>事務局(國府田)</p> <p>会長(天谷)</p>	<p>番号3番。譲受人、譲渡人、土地の表示、申請理由等については、議案書記載の通りです。資料につきましては、7ページから10ページを参照してください。以上です。</p> <p>事務局からの説明が終わりましたので、質疑に入ります。この件に関して質疑のある方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手なし)</p>
	<p>無いようですので、質疑を打ち切り採決を行います。この件について賛成の方は挙手をお願いします。</p>

	<p>(挙手全員)</p> <p>挙手全員、よって本案件は原案通り可決し、許可することを決定致しました。</p>
<p>会長(天谷)</p>	<p>次に、議案第81号、農地法第4条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。1番について事務局より説明を願います。</p>
<p>事務局(國府田)</p>	<p>議案第81号、農地法第4条第1項の規定による許可申請についてであります。次の通り、農地法第4条第1項の規定による許可申請があったので、意見の決定を求めます。令和4年8月8日、邑楽町農業委員会会長、天谷豊。</p> <p>番号1番。申請人、土地の表示、申請理由、転用目的等については、議案書記載の通りです。資料につきましては、11ページから14ページを参照してください。以上です。</p>
<p>会長(天谷)</p>	<p>事務局からの説明が終わりました。続きまして、現地確認調査を行った担当委員からの報告をお願いします。</p>
<p>5番(小林)</p>	<p>5番小林です。8月4日に事務局と1班で現地確認を行いました。申請地は大字狸塚字高原地内、案内図は資料11ページ、付近状況図は14ページを参照してください。申請地は国道354号線高原交差点から西に100メートルくらいに位置しており庭木などが植えてあり管理されている状況でした。その他農地の第2種農地と判断されます。1班として現地や周辺農地の状況等を総合的に判断した結果、許可相当との結論に達しました。以上、現地確認の報告といたします。皆様のご審議をよろしく申し上げます。</p>
<p>会長(天谷)</p>	<p>担当委員からの現地調査報告が終わりましたので、質疑に入ります。この件に関して質疑のある方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手なし)</p> <p>無いようですので、質疑を打ち切り採決を行います。この件について賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手全員)</p>

	<p>挙手全員、よって本案件は原案通り可決し、許可相当という意見を付して、県知事へ送付することと決定いたします。</p> <p>次に、議案第82号農地法第5条第1項の規定による許可後の計画変更申請についてですが、議案第83号農地法第5条第1項の1番と関連がありますので、そちらで一括審議させていただきます。</p> <p>次に、議案第83号、農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。1番については議案第83号第5条第1項の規定による許可後の計画変更申請についての1番と関連がありますので、一括で審議いたします。事務局より、説明を願います。</p>
事務局(國府田)	<p>議案第83号、農地法第5条第1項の規定による許可申請についてであります。次の通り、農地法第5条第1項の規定による許可申請があったので、意見の決定を求めます。令和4年8月8日、邑楽町農業委員会会長、天谷豊。</p> <p>番号1番。譲受人、譲渡人、土地の表示、申請理由、転用目的等については、議案書記載の通りです。資料につきましては、15ページから18ページを参照してください。以上です。</p>
会長(天谷)	<p>事務局からの説明が終わりました。続きまして、現地確認調査を行った担当委員からの報告をお願いします。</p>
7番(島田)	<p>7番島田です。8月4日に事務局と1班で現地確認を行いました。申請地は大字中野字熊ノ谷戸地内、案内図は資料15ページ、付近状況図は16ページを参照してください。申請地は市街化区域から280メートルほど離れた、市街地近傍小集団農地の第2種農地と判断されます。1班として現地や周辺農地の状況等を総合的に判断した結果、許可相当との結論に達しました。以上、現地確認の報告いたします。皆様のご審議をよろしく申し上げます。</p>
会長(天谷)	<p>担当委員からの現地調査報告が終わりましたので、質疑に入ります。この件に関して質疑のある方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手なし)</p> <p>無いようですので、質疑を打ち切り採決を行います。こ</p>

事務局(國府田)	<p>の件について賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手全員)</p> <p>挙手全員、よって本案件は原案通り可決し、許可相当という意見を付して、県知事へ送付することと決定いたします。</p> <p>続きまして、2番について事務局より、説明を願います。</p> <p>番号2番。譲受人、譲渡人、土地の表示、申請理由、転用目的等については、議案書記載の通りです。資料につきましては、19ページから22ページを参照してください。以上です。</p>
会長(天谷)	<p>事務局からの説明が終わりました。続きまして、現地確認調査を行った担当委員からの報告をお願いします。</p>
5番(小林)	<p>5番小林です。8月4日に事務局と1班で現地確認を行いました。申請地は大字篠塚字水立地内、案内図は資料19ページ、付近状況図は22ページを参照してください。申請地は矢島大泉線にある篠塚陣屋から南に200メートルくらいに位置し、住宅に囲われた農地であり、しっかりと管理されている状況でした。その他農地の第2種農地と判断されます。なおこの地区は邑楽南地区地区計画区域内です。1班として現地や周辺農地の状況等を総合的に判断した結果、許可相当との結論に達しました。以上、現地確認の報告といたします。皆様のご審議をよろしく願います。</p>
会長(天谷)	<p>担当委員からの現地調査報告が終わりましたので、質疑に入ります。この件に関して質疑のある方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手なし)</p> <p>無いようですので、質疑を打ち切り採決を行います。この件について賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手全員)</p> <p>挙手全員、よって本案件は原案通り可決し、許可相当という意見を付して、県知事へ送付することと決定いたします。</p>

	<p>続きまして、3番について事務局より、説明を願います。</p>
事務局(國府田)	<p>番号3番。譲受人、譲渡人、土地の表示、申請理由、転用目的等については、議案書記載の通りです。資料につきましては、23ページから27ページを参照してください。以上です。</p>
会長(天谷)	<p>事務局からの説明が終わりました。続きまして、現地確認調査を行った担当委員からの報告をお願いします。</p>
7番(島田)	<p>7番島田です。8月4日に事務局と1班で現地確認を行いました。申請地は大字篠塚字鶉岡地内、案内図は資料23ページ、付近状況図は24ページを参照してください。申請地は東武小泉線の東小泉駅南東480メートルほどのところにあり、公共施設近距離区域内の第2種農地と判断されます。また、現地の状況としては既に駐車場として使用されています。1班として現地や周辺農地の状況等を総合的に判断した結果、許可相当との結論に達しました。以上、現地確認の報告といたします。皆様のご審議をよろしくをお願いします。</p>
会長(天谷)	<p>担当委員からの現地調査報告が終わりましたので、質疑に入ります。この件に関して質疑のある方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手なし)</p> <p>無いようですので、質疑を打ち切り採決を行います。この件について賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手全員)</p> <p>挙手全員、よって本案件及び議案第82号の1番の案件については原案通り可決し、許可相当という意見を付して、県知事へ送付することと決定いたします。</p> <p>次に、報告第30号農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出についてであります。1番について、事務局より報告願います。</p>
事務局(國府田)	<p>報告第31号農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出についてであります。次の通り、農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出があったので報告</p>

会長(天谷)	<p>します。令和4年8月8日、邑楽町農業委員会会長、天谷豊。</p> <p>こちらは市街化区域内における5条の届出によるものでございます。番号1番につきまして、内容については議案書記載の通りでありまして、資料については28ページをご参照ください。以上、ご報告申し上げます。</p> <p>以上で本日予定された議案の審議は、すべて終了いたしました。これで第27回邑楽町農業委員会総会を閉会いたします。</p>
--------	--

上記の会議顛末は書記が記載したものです。その内容について相違なきことを証するため署名捺印します。

令和4年9月9日

邑楽町農業委員会 会長 天谷 豊

委員 高田 洋子

委員 大川 則彦